

領事出張サービス（ビクトリア市）の実施について

平成 27 年 12 月

在バンクーバー日本国総領事館

1. 在バンクーバー日本国総領事館は、下記要領によりビクトリア市において領事出張サービスを実施致します。

日時：平成 28 (2016) 年 3 月 12 日 (土) 午前 9 時～午後 3 時 (時間厳守をお願いします。)

会場：Bedford Regency Hotel (at Brittingham Room) 住所：1140 Government St., Victoria, B.C.

実施する業務：

(1) 申請受付業務 (アについては後日当館又は各選挙管理委員会より在外選挙人証が郵送されますが、イ～エについては、後日、当館領事窓口での交付となります。)

ア 在外選挙 (新規登録、在外選挙人証の再申請等)

イ 旅券 (新規発給、査証欄増補等)

ウ 署名及び印証明書

エ その他の証明書 (運転免許証翻訳証明、警察証明等)

(2) 交付業務 (いずれも事前に申請書類を郵送いただくことが必要です。)

ア 旅券

イ 出生・婚姻・死亡等証明書

ウ 在留証明書

エ その他の証明書 (運転免許証翻訳証明、警察証明等。但し、上記 (1) ウを除く。)

(3) 戸籍・国籍関係の届出の仮受付

(4) 在留届、変更届、転出・帰国届の提出受付

(5) 平成 28 年度後期用教科書無償配布の申請受付

2. 当日、領事サービスを希望される方は、準備の都合上、事前に当館まで電話にてご連絡願います。なお、上記 (2) につきましては、2016 年 3 月 4 日 (金) までに当館が申請書類を受理した案件についてのみ交付が可能です (ただし、警察証明は除く。) ので、同日必着にて当館宛郵送願います。※証明申請に関しましては、当館ホームページ (http://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/jp/consular_j/consular_services/koseki_shomei_j.htm) よりダウンロード可能な書類もご紹介します。

また、旅券申請に関しましては、郵送仮受付 (http://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/jp/special_j/2013/passport_mail.htm) と同様の手続となります。平成 28 年 1 月 4 日より旅券申請書のダウンロードが可能となる予定ですが、それ以前は切手 (1 ドル 80 セント) を貼付した A4 サイズの返信用封筒を同封の上、当館に申請書を請求願います。

当館連絡先： Consulate-General of Japan (領事班)

#900-1177 West Hastings Street, Vancouver, B.C., V6E 2K9

電話：(604) 684-5868 ext.378, FAX：(604) 687-2236, E-mail: consul@vc.mofa.go.jp

3. 当地に 3 ケ月以上滞在される方は、「在留届」を当館にご提出いただく必要があります (旅券法第 16 条)。在留届が未提出の方や、既に提出済みであっても住所等記載事項に変更があった方は、速やかに届け出てください。届出はオンライン上で可能です (ORR ネット。 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)。また、在留届用紙、変更届、帰国・転出届用紙を当館ホームページ (http://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/jp/consular_j/consular_services/resident_j.htm) よりダウンロードして届け出ただけでも結構です。